

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市個人情報保護審議会
会 長 野呂 充

大阪市個人情報保護条例第 43 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成 23 年 7 月 20 日付け大生保生第 282 号及び同日付け大生保生第 284 号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 23 年 5 月 9 日付け生保生第 80 号により行った開示決定及び同日付け生保生第 81 号により行った開示決定（以下各々「本件決定 1」及び「本件決定 2」といい、これらを総称して「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、不利益な処分を求めたものであって、異議申立人に不服申立ての利益があると認められないことから、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 23 年 4 月 25 日、大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「市民の声 No. 1101-〇-001-01 の 2 点目に特定するレセプト請求する。『抑うつ状態（神経症）』の点について。」及び「市民の声 No. 1101-〇-001-01 の 2/18 の、やり取り記録全部。（生野区）」との開示請求（以下各々「本件請求 1」及び「本件請求 2」といい、これらを総称して「本件各請求」という。）を行った。

2 本件各決定

実施機関は、本件各請求に係る保有個人情報として、「市民の声 No. 1101-〇-001-01 の 2 点目に特定するレセプト『抑うつ状態（神経症）』の点」及び「市民の声 No. 1101-〇-001-01 の 2/18 日のやりとりの記録（メモ）」を特定した上で、本件各決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 6 月 30 日、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「行服法」という。）第 6 条第 1 号に基づき異議申立て（以下「本件各異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

処分の取り消しを求める。「非開示」である。実在しないレセプトだ。

2 本件決定2について

処分の変更を求める（非開示へ差し替え）。2/18本庁の市民情報室にて、人権室・健康福祉局（現 福祉局）・異議申立人とテーブル付く約束破るのを来れない理由を携帯で生野区役所課長が説明。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

本件の場合、同一の医療機関から医療要否意見書とレセプトで異なる傷病名を記載して提出されているが、当該医療機関から平成18年9月26日付けで提出の医療要否意見書の傷病名に「抑うつ状態（神経症）」と記載されていたことから、実施機関としては同一のものとして取り扱っており、「平成19年3月24日付、同年10月7日付及び平成20年3月25日付けで医療機関から提出された医療要否意見書（傷病名欄は抑うつ状態）と平成19年4月、6月、7月、9月、12月のレセプト（傷病名欄は神経症）」を本件請求1に係る個人情報として特定し、本件決定1を行った。

2 本件決定2について

本件請求2の保有個人情報として記載されている市民の声（No.1101-〇-001-01）の内容は、「2月18日の説明に生野区が来なかった理由について」との問い合わせであった。

開示した情報は、2月18日に健康福祉局と行った電話のやり取りを簡略した記録であることから、本件請求2に係る個人情報として、本件決定2を行った。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な権利を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各異議申立ての適法性について

- (1) 個人情報保護制度は、条例第1条で規定するとおり、「実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める市民の権利」を保障するための制度である。
- (2) 開示請求権を規定した条例第17条第1項では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる」と定めているところ、同項に基づく保有個人情報の開示請求に係る決定に対する不服とは、「開示を受けたいのに、開示されない」ことに対する不服が対象であると解される。
- (3) そこで、本件各決定に対する異議申立人の主張（上記第3）によれば、本件各異議申立ては、実施機関の開示決定に対し、自己を本人とする個人情報の「非開示を求める（開示を求めない）」とするものであり、条例が規定する開示請求権の趣旨からすると、本件各決定より不利益な処分を求めた本件各異議申立ては、不服申立ての利益があると解することはできない。
- (4) したがって、本件各異議申立ては、不利益な処分を求めたものであって、異議申立人に不服申立ての利益がなく、不適法なものであることから、行服法第47条第1項に基づき却下すべきである。なお、同項に該当する異議申立てが、条例第43条第1号で規定する「不服申立てが不適法であり、却下するとき」に該当することは言うまでもない。

3 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第6号及び第7号

年 月 日	経 過
平成23年7月20日	諮問
平成23年12月26日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成24年1月25日	異議申立人から意見書の提出
平成24年1月31日	異議申立人から再意見書の提出
平成24年2月13日	異議申立人から再意見書の提出
平成24年5月16日	異議申立人から再意見書の提出
平成24年8月20日	審議（論点整理）
平成24年12月17日	審議（答申案）
平成25年2月22日	答申